

「消防用設備等審査基準」 目次

I 総論

- 第1 消防用設備等設置指導等の基本的な進め方
- 第2 消防用設備の種類等
- 第3 防火対象物の特性
- 第4 審査基準の適用

II 各論

第1 通常用いられる消防用設備等

基準 1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準	1
基準 2 消防用設備等の設置単位に関する基準	2
基準 3 階数及び床面積の解釈に関する基準	3
基準 4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準	4
基準 5 シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準	5
基準 6 収容人員の取扱いに関する基準	6
基準 7 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いに関する基準	7
基準 8 令8区画の取扱いに関する基準	8
基準 9 仮設建築物に係る消防用設備等の取扱いに関する基準	9
基準10 長屋に係る消防用設備等の取扱いに関する基準	10
基準11 2以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準	11
基準12 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準	12
基準13 消火器具の設置及び維持に関する基準	13
基準14 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準	14
基準15 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準	15
基準16 電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準	16
基準17 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準	17
基準18 泡消火設備の設置及び維持に関する基準	18
基準19 不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準	19
基準20 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準	20
基準21 粉末消火設備の設置及び維持に関する基準	21
基準22 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準	22
基準23 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準	23
基準24 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準	24
基準25 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準	25
基準26 漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準	26
基準27 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準	27
基準28 非常警報設備の設置及び維持に関する基準	28
基準29 避難器具の設置及び維持に関する基準	29
基準30 誘導灯の設置及び維持に関する基準	30
基準31 消防用水の設置及び維持に関する基準	31
基準32 排煙設備の設置及び維持に関する基準	32
基準33 連結散水設備の設置及び維持に関する基準	33
基準34 連結送水管の設置及び維持に関する基準	34
基準35 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準	35
基準36 無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準	36
基準37 非常電源の設置及び維持に関する基準	37
基準38 消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式の取扱いについて	38
基準39 フード等用簡易自動消火装置の基準	39
基準40 （補足）道路トンネルに設置される非常用施設	40

第2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（性能規定）

基準B 1	パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準	B.1
基準B 2	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準	B.2
基準B 3	特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する基準	B.3
基準B 4	特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する基準	B.4
基準B 5	排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する基準	B.5
基準B 6	複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する基準	B.6
基準B 7	特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する 消防の用に供する設備等に関する基準	B.7

用語

この基準に用いる法令等の略称は、次に掲げるとおりとする。

- 1 法 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）をいう。
- 2 令 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）をいう。
- 3 規則 消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）をいう。
- 4 条例 奈良県広域消防組合火災予防条例（平成26年4月1日条例第51号）をいう。
- 5 建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 6 建基令 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 7 旅館業法 旅館業法（昭和23年法律第138号）をいう。
- 8 旅館業法施行令 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）をいう。
- 9 電設基準 電気設備に関する技術基準を定める省令
（平成9年3月27日通商産業省令第52号）をいう。
- 10 電設基準解釈 電気設備の技術基準の解釈（平成25年商局第4号）をいう。
- 11 J I S 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の規定による日本工業規格をいう。
- 12 検定協会 日本消防検定協会をいう。
- 13 安全センター 一般財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- 14 防災センター等 消防法施行規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等をいう。
- 15 耐火構造 建築基準法第2条第7号に規定するものをいう。
- 16 準耐火構造 建築基準法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 17 防火構造 建築基準法第2条第8号に規定するものをいう。
- 18 不燃材料 建築基準法第2条第9号に規定するものをいう。
- 19 準不燃材料 建築基準法施行令第1条第5号に規定するものをいう。
- 20 難燃材料 建築基準法施行令第1条第6号に規定するものをいう。
- 21 防火設備 建築基準法第2条第9号の2ロに規定するものをいう。
- 22 特定防火設備 建築基準法施行令第112条第1項に規定するものをいう。
- 23 防火戸 建築基準法施行令109条第1項に規定する防火設備をいう。